○農林水産省告示第九百十七号

種苗法（平成十年法律第八十三号）第十八条第一項の規定に基づき品種登録をしたので、同条第三項の規定に基づき、公示する。

平成二十六年七月九日

農林水産大臣　林　芳正

Ⅰ　品種登録の番号、品種登録の年月日、登録品種の属する農林水産植物の種類、登録品種の名称、育成者権の存続期間、品種登録を受ける者の氏名又は名称及び住所又は居所並びに出願公表の年月日

1　品種登録の番号　第23454号

2　品種登録の年月日　平成26年6月30日

3　登録品種の属する農林水産植物の種類

Oryza sativa L.

4　登録品種の名称　結の香（ゆいのか）

5　育成者権の存続期間　25年

6　品種登録を受ける者の氏名又は名称及び住所又は居所

岩手県

岩手県盛岡市内丸10番1号

7　出願公表の年月日　平成24年11月8日

Ⅱ　登録品種の特性の概要及び登録品種の育成をした者の氏名

登録品種ごとの登録品種の特性の概要及び登録品種の育成をした者の氏名は次のとおりである。（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産省食料産業局新事業創出課に備え置いて縦覧に供する。）

○国土交通省告示第七百二十六号

小型船舶検査機構に関する省令（昭和四十八年運輸省令第五十一号）第十一条第二項の規定に基づき、日本小型船舶検査機構から小型船舶検査事務等を行う事務所の所在地の変更の届出があったので、同条第四項の規定に基づき、告示する。

平成二十六年七月九日

国土交通大臣　太田　昭宏

日本小型船舶検査機構から小型船舶検査事務等を行う事務所の所在地の変更の届出があった件

一　所在地を変更しようとする事務所の名称及び所在地

日本小型船舶検査機構和歌山支部

和歌山県和歌山市築港四丁目五番

二　変更後の事務所の所在地

和歌山県海南市日方千二百四十二番地六

三　変更後の事務所において小型船舶検査事務等を開始する日

平成二十六年十月十四日

四　所在地の変更を必要とする理由

小型船舶検査事務等を効率的に行い、併せて船舶所有者等の利便に寄与するため

○国土交通省告示第七百二十七号

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構において次のように道路の区域を変更したので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十六年七月九日から三十日間国土交通省東北地方整備局において一般の縦覧に供する。

平成二十六年七月九日

国土交通大臣　太田　昭宏

路線名　東北中央自動車道相馬尾花沢線

道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員（メートル）	延長（メートル）
上山市権現堂字北ノ山一三二二番二から同市金瓶字冨沢四九番一まで	前	最小 一一九	八九八
	後	最大 一二	
		最小 一一七	

○国土交通省告示第七百二十八号

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構において次のように道路の区域を変更したので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十六年七月九日から三十日間国土交通省関東地方整備局において一般の縦覧に供する。

平成二十六年七月九日

国土交通大臣　太田　昭宏

路線名　関越自動車道新潟線

道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員（メートル）	延長（メートル）
埼玉県大里郡寄居町大字用土字中平五八九五番四から同県大里郡寄居町大字用土字中平五九〇五番一二まで	前	最小 一一八四九	一六九
	後	最大 一三五六二	
深谷市本郷字北坂三〇六九番一から同市本郷字北坂三〇八〇番三まで	前	最大 四九〇	一一二
	後	最大 九四〇	
		最小	

○国土交通省告示第七百二十九号

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構において次のように道路の区域を変更したので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十六年七月九日から三十日間国土交通省中部地方整備局において一般の縦覧に供する。

平成二十六年七月九日

国土交通大臣　太田　昭宏

路線名　東海北陸自動車道

道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員（メートル）	延長（メートル）
郡上市大和町島字坂下六二九三番三から同市大和町島字坂下六二九四番三まで	前	最小 一一四〇	六二
	後	最大 六八四〇	
郡上市大和町万場字下前平二九八七番六から同市大和町万場字下前平二九九八番三まで	前	最大 一〇八五三	六八
	後	最大 六三〇	
		最小 五	

○国土交通省告示第七百三十号

不動産特定共同事業法施行規則（平成七年大蔵省建設省令第二号）第十七条第一項第三号の規定により、第三号に掲げる者が行う事業を登録証明事業として登録したので、同規則第十七条の十六第一号の規定に基づき公示する。

平成二十六年七月九日

国土交通大臣　太田　昭宏